秘密保持に関する誓約書（プロジェクト外注業者用）

●●●（以下、甲）に対して、●●●（以下、乙）はこの度、甲のプロジェクト（以下「本件プロジェクト」という）の受注者として契約するにあたり、乙が甲との契約時に結んだ秘密保持を下記事項に記し、その確認として秘密保持事項を記載した誓約書を乙は甲に対し提出する。

第１条（秘密保持の誓約）

　乙は甲の許可なくして、社外及び甲の従業員で本件プロジェクトに直接関与していない者に対しても、次の事項の秘密情報（以下「秘密情報」という）を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束する。

　①甲において本件プロジェクトが遂行されている事実

　②本件プロジェクト参加により知り得た別紙記載の一切の情報

　③以上の他、甲が特に本件プロジェクト秘密保持対象として指定した情報

第２条（公表後の秘密保持）

　乙は本件プロジェクトの結果が公表された後といえども、未公開の部分については前条記載の秘密情報を、甲の許可なく、社外及び甲の従業員で本件プロジェクトに直接関与していない者に対しても、開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束する。

第３条（秘密の譲渡）

　第１条記載の秘密情報については、乙がその秘密の形成、創出に関わった場合であっても甲が業務上作成したものであることを確認し、当該秘密に関する一切の権利が甲にあることを確認致します。また当該秘密に関し私に帰属する一切の権利を甲に譲渡し、甲に対し当該秘密が乙に属する旨の主張を行わない。

第４条（資料の返還等）

　乙は、前各条を厳守するため、本件プロジェクト参加の過程で、甲により、保管を許された資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、甲により返還を要求された場合、または乙が本件プロジェクトからその理由を問わず離脱した場合は、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束致します。また本件プロジェクト離脱後も、第１条記載の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束する。

第５条（契約終了後の秘密保持）

　本件プロジェクトの契約が甲と乙の間で、終了もしくは破棄された後といえども、第１条記載の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束する。

　　　　　　年　　 月　　 日

　 住所

氏名

　　 印